

議 事 日 程 (令和元年9月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議 第36号 教育委員の任命につき同意を求める件
- 日程第4 議 第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第5 議 第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第6 議 第39号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第40号 安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第41号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議 第42号 安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議 第43号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議 第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議 第45号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議 第46号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について

日程第19 認定第6号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古澤 榮一

○出席議員（9名）

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
5番 小川 文雄	6番 大平 文雄	7番 岩田 讓治
8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子	10番 渡邊 明博

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀 正	副町長	岡田 武史
教育長	渡邊 均	調整監	水谷 秀平
建設調整監兼 産業振興課長	岡田 立	総務課長	山田 靖
企画調整課長	大平 共美	会計管理者	堀 芳弘
税務課長	坂 優	住民環境課長	吉村 等
福祉課長	坂 和由	建設課長	河合 一
生涯学習課長	安井 孝行	学校教育課長	堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村 厚士	書記	定益 直子
書記	土岐 寿徳		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

朝夕はめっきり涼しくなりましたが、日中はまだ暑い日が続くとの予報が出ていますので、皆さん体調には気をつけていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は9名であります。したがって、定数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回安八町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 岩田讓治君、9番 山中美恵子君に指名をいたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの13日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの13日間にすることに決定しました。

議 長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めまして、おはようございます。

本日、令和元年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

現在、ハートピア安八、歴史民俗資料館におきまして、9・12豪雨災害展を開催しております。3年目になることは、当時のニュース映像も放映しております。安八町の水害の歴史を災害の教訓として継承していくため、子供たちが夏休みになる時期から9月12日にあわせて実施をしております。期

間は9月16日までとなっています。ぜひ議員の皆様方も足を運んでいただきたいと思います。

また、安八町では9月12日に決壊現場におきまして安全祈願祭を開催し、亡くなられた方の御冥福と安八町の安寧を祈りたいと思います。関係各位には御出席賜りますようお願い申し上げます。

先日、結小学校で開催されました安八町総合防災訓練は、避難所の円滑な運営ができるように訓練を実施しました。行政機関や消防団などによる公助に加え、自助・共助・公助の連携による災害発生時の共同体制の確立を図るとともに、自分の命や自分の財産は自分で守る自助の意識、近隣の人々で助け合う共助の精神が大切ということを学びました。

町では9月25日、一般・職員を対象に住民避難所運営指導者養成講座を実施する予定であります。災害を想定した避難所運営訓練に多くの職員が参加することで、防災意識の向上につながると考えています。今後も各種機関と連携を図りながら、実施していきたいと考えております。

さて、本日提案いたしております主な案件ですが、教育委員の任命同意を初め条例関係7議案、また令和元年度一般会計・特別会計補正予算、平成30年度の決算認定など、合わせて17議案でございます。

個々の案件につきましては、会計管理者及び担当課長から説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第36号 教育委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第36号につきまして、まず議案を朗読させていただきます。その後、提案説明をさせていただきます。

議第36号 教育委員の任命につき同意を求める件。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長 堀正。

記といたしまして、住所、安八郡安八町東結1251番地の20、氏名、西山直広、生年月日、昭和45年8月26日生まれ。

もう一方、住所、安八郡安八町南條1083番地の1、氏名、臼井智美、生年月日、昭和52年11月22日生まれ。

今回提案させていただきます教育委員会委員でございますが、4名の委員さんのうち、石原英一委員が7月末で退任、藤田佳子委員は今月末をもちまして退任になります。

まず、石原委員におかれましては、平成24年10月から教育委員としてお世話になってまいりましたが、一身上の都合により7月に辞表を提出され、今年7月末をもって退任されました。藤田委員は、今年度、保護者枠の要件が外れるため、退任となります。そして、本定例会に新しい方を御提案させていただきます。

今回御提案させていただきました1人目の西山直広さんは、東結にお住まいです。結小学校PTA会長として活躍された後、現在は東安中学校のPTA会長をされておられます。学校現場にも明るい方で、これまで培ってこられた経験をぜひ安八町の教育に反映していただきたいと思っております。

2人目の臼井智美さんは、南條にお住まいであります。幼稚園教諭をされ、小学校教諭の免許も持ってみえます。現在町内の小学校で指導員をされておられます。今後はその経験を生かし、町の教育行政にも力を発揮していただきたいと考え、今回上程をさせていただきました。

お二人とも若く、識見が高く、町の教育の発展に対し御尽力いただけたらと思っております。

どうぞ御理解いただき、御承認を賜りますようお願いをいたします。

議長 本件については質疑、討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり同意しました。

議長 日程第4、議第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の3ページをお願いいたします。

議第37号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が6月14日に公布されました。同法の中で地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例。

以下は5ページから6ページにわたりまして、第1条から第5条まで関係条例の改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の表紙を1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例。

関係条例であります第1条から第5条までに係ります新旧対照表でございます。左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正では、成年被後見人及び被保佐人、いわゆる成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、すなわち欠格条項等の規定を設けている関係条例におきまして、所要の改正を行うものでございます。

1 ページの第1条関係では、安八町職員の分限の手續及び効果に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第2条第1項第2号から第4号までの改正は、引用先の条項を明確にするための改正で、ここで言います法第28号は地方公務員法第28条の降任、免職、休職等を引用する条文でございます。

次の第6条第1項の改正は、今回の上位法の中の地方公務員法の一部改正により、法第16条第1号の規定であります成年被後見人等または保佐人という成年被後見人等の欠格条項が削除されたことに伴い、条文中の号番号を繰り上げる改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

第2条関係では、安八町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

2ページの第18条の3、それから第18条の4の期末手当、3ページ、4ページの第18条の6の勤勉手当、下のほうにございます第20条の休職者の給与の規定に係る改正は、先ほどの第1条関係と同様に地方公務員法の一部改正に伴いまして、欠格条項が削除されたことに伴い、関係する箇所を削除する改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第3条関係では、安八町職員の旅費に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第3条第3項の改正は、先ほどの第1条関係と同様に地方公務員法の一部改正により、第16条第1号の規定の欠格条項が削除されたことに伴い、条文中の号番号を繰り上げる改正が行われたため、所要の改正を行うものでございます。

次の同条第5項並びに第6項の改正は、字句の改正等を行うものでございますが、第5項中の最初の括弧書き（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）という内容を、そのまま第6項中の本文に加える改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第5条の3項の改正は、引用先の項を改定するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第4条関係では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第14条第2項第2号の改正は、先ほどの第1条関係と同様に地方公務員法の一部改正によりまして欠格条項が削除されたことに伴い、関係する箇所を削除する改正を行うものでございます。

次の同条第7項の改正は、引用先の項の表現を「第6項」から「前項」とする改正を行うものでございます。

次の第18条の改正は、例規、法令名を最初に引用する場合は例規、法令名の後ろに公布年、種別、番号を括弧書きで表記する必要があるため、今回公布年等を挿入する改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

第5条関係では、安八町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第5条の改正は、先ほどの第1条関係と同様に地方公務員法の一部改正により、第16条第1項の規定の欠格条項が削除されたことに伴い、条文中の号番号を繰り上げる改正が行われ、所要の改正を行うものでございます。

また、改正前の第5条第3号中の「第6条」を「次条」に、また「免職」を「懲戒免職」にそれぞれ字句の改正を行うものでございます。

次の第6条の第2項の改正も、先ほどの第5条の改正に伴い、第5条の条文中の号番号を繰り上げる改正が行われるので、所要の改正を行うものでございます。

以上が議案資料の説明でございますが、議案書の6ページのほうにお戻りください。

附則となります。

第1条、施行期日となります。この条例は、令和元年12月14日から施行するものでございます。先ほどの提案説明でも触れましたが、今回の改正関係の上位法であります成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布日へ6月14日から起算しまして

6カ月が経過した日が上位法の施行期日と規定されております関係で、本条例の施行期日につきましても令和元年12月14日から施行するものでございます。

次の附則第2条の規定は、本条例の第2条関係に係ります安八町職員の給与に関する条例の一部改正に伴います経過措置を規定するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第37号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第5、議第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

議第38号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が平成28年11月28日に公布、施行されました。消費税率の10%の引き上げの実施時期が令和元年10月1日から施行されることに伴い、町の関係条例を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例。
以下は11ページから17ページにわたりまして、第1条から第10条まで関係条例の改正本文でございます。

改正内容につきましては、消費税率改定に伴います各施設等の使用料等の見直しを行いましたものでございます。

まず、11ページの第1条関係は、安八温泉保養センターの設置に関する条例の一部改正でございます。

次の第2条関係は、安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございます。

1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

真ん中の第3条関係は、安八町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

次に、一番下の第4条関係は、安八町牧地区農業構造改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

第5条関係は、安八町ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

次の第6条関係は、安八町法定外公共物の管理条例の一部改正でございます。

次の第7条関係は、安八町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正でございます。

1枚はねていただきまして、14ページをお願いいたします。

真ん中少し下の第8条関係は、安八町公民館条例の一部改正でございます。
続きまして、15ページをお願いいたします。

第9条関係は、生涯学習センター「ハートピア安八」の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

1枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

第10条関係は、安八町体育施設の設置等に関する条例の一部改正でございます。

最後に17ページをお願いいたします。

一番下の附則となります。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、本条例の制定に関しましては、会期中の各常任委員会にて各施設の担当課より改正内容を御説明させていただき、御審議いただきますようお願いいたします。

なお、別冊の議案資料ですが、9ページから23ページまで消費税率の引き上げに伴う関係条例の新旧対照表がございますので、後ほど御精読のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第38号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第6、議第39号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第39号を朗読説明いたします。

議第39号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布により、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町印鑑条例の一部を改正する条例。

本文でございます。

安八町印鑑条例（昭和53年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別冊の議案資料25ページに本条例の新旧対照表がございます。あわせて御精読のほうをお願いいたします。

この改正内容でございますが、安八町印鑑条例におきましては、印鑑の登録、登録できる印鑑、印鑑登録証明書などを規定しております。今回の改正内容は、先ほど申し上げましたとおり、住民基本台帳法施行令が改正されまして、希望される場合に記載請求によりまして、住民票やマイナンバーカードへ旧姓を併記することが可能となり、またこの改定を受けまして印鑑登録証明書への旧姓の併記、本条例中では旧氏と表記しております。また、旧姓での印鑑登録を可能とするように本条例を改正するものでございます。また、あわせて例規表記の整備を行います。

続いて議案書の1枚はねていただきまして、22ページをお願いします。

附則としまして、施行期日でございます。この条例は、令和元年11月5日より施行する。この11月5日と申しますのは、根拠法でございます住民基本台帳法施行令の施行日でございます。

以上、どうか御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第39号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第7、議第40号 安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の23ページをお願いします。

議第40号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第40号 安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条

例で引用する用語を整理するため本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例（平成27年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

本条例は、こども園で預かる場合の利用者負担額について定めるものでございます。このたび子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化に当たり、新たな給付制度が設けられました。これにより、従来の支給認定から給付認定へと用語を改めるものでございます。

第1条では、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めます。

第4条第1項においては、「保育認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、そして「第3条」を「前条」に改めるものでございます。

第4条第2項においても「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるほか、第1項と同様の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

なお、別冊の議案資料の新旧対照表につきましては、後ほど御精読をお願いいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第40号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第8、議第41号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の27ページをお願いします。

議第41号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第41号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例で引用する用語を整理するため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年安八町条例第20号）の一部を次のように改正する。

本条例は、こども園の設置及び管理に関して定めるものでございますが、このたび子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化に当たり、新たな給付制度が設けられました。これにより従来の支給から給付へと用語を改めるものでございます。

第4条において「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

なお、別冊の議案資料の新旧対照表につきましては、後ほど御精読をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第41号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第9、議第42号 安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の31ページをお願いいたします。

議第42号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第42号 安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、道路構造令の一部改正により、新たに自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として自転車通行帯の規定及びその設置要件が規定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、33ページをお願いいたします。

安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料の33ページをお願いいたします。

安八町道の構造の技術的基準を定める条例の新旧対照表でございます。

左の列が改正前、右の列が改正後でございます。

第2条第1項に第14号として、自転車通行帯、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分を新たに規定し、第8条の2各項では自転車通行帯の設置要件として、自動車、歩行者から自転車の通行を分離する必要がある場合には自転車通行帯を設置し、原則として車道の左ふち寄りに設け、幅員は1.5メートル以上と規定するものでございます。

第9条第1項及び第2項では、既に位置づけられております自転車の設置要件に、自転車道が設置できる道路は原則として設計速度が時速60キロメートル以上であるものと新たに基準を設け、自転車通行帯と差別化を図るものでございます。

そのほか第2条、第4条、第6条、第10条、第11条、第30条、第38条につきましては、今回の改正に伴う文言の追加、条項の修正を行うものでございます。

議案書の34ページにお戻りをお願いします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第42号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第10、議第43号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 議案書の35ページをお開きください。

議第43号につきまして、朗読並びに御説明いたします。

議第43号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める基準省令の支援員認定資格要件が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、37ページをお開きください。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年安八町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

今回の改正は、放課後児童支援員の認定要件が従来県が実施する研修のみでございましたが、この改正によりまして指定都市の長が実施する研修でも認定要件になったものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

なお、別冊の新旧対照表は後ほど御精読していただきますようお願いいたします。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第43号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定しました。

議長 日程第11、議第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の39ページをお願いいたします。

議第44号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,893万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億8,395万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

41ページは歳入、42ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額53億1,501万3,000円から2億6,893万9,000円を増額し、55億8,395万2,000円とするものでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回、臨時財政対策債の限度額を730万円増額し2億2,230万円とし、次に公共事業等債の限度額を2,470万円増額し5,510万円とし、次に地方道路整備事業債の限度額を2,170万円増額し6,030万円とします。

今回新たに発行します一般単独事業債の限度額を270万円とし、地方債合計を3億5,430万円とするものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

44ページの最上段、款項目とも地方交付税、補正額、増額の8,843万2,000円でございます。これは令和元年度分の普通交付税の額の確定によるものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

上段から3段目の款項目とも繰越金、補正額、増額の614万7,000円でございます。これは平成30年度からの繰越金でございます。

1枚はねていただきまして、46ページをお願いいたします。

款項とも町債、目、臨時財政対策債、補正額、増額の730万円でございます。これは令和元年度の普通交付税の算定に基づきまして、発行可能額の確定に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

47ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、情報管理費、補正額、増額の401万円でございます。そのうちの施設予約システム管理経費で、297

万円の補正をお願いするものでございます。これは町における各施設の利用料金の見直しに伴い、本業の基幹システムであります施設予約システムにおいて所要のシステム改修が必要となるため、委託料の補正をお願いするものでございます。

次に、総合行政情報システム管理経費で104万円の補正をお願いするものでございます。これは町における各種業務の基幹システムであります総合行政情報システムにおいて、最新のOSにおいてはウインドウズ10においては文字コードがJIS2004という新しい規格へ変更となるため、同システムにおける文字コードも変更する必要が生じたので、今回所要のシステム改修が必要となるため委託料の補正をお願いするものでございます。

最後に同じ表中の目、財政調整基金費、補正額8,068万8,000円につきましては、財政調整基金積立金でございます。これは今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課分でございます。

47ページ、2段目をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の6,000万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金1,200万円及びその他で諸収入といたしまして、プレミアム付商品券代4,800万円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、補助金6,000万円、プレミアム付商品券事業といたしまして、消費税増税に伴う影響緩和及び消費喚起のための低所得者及び子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を発行していく事業で、プレミアム付商品券事業の事業費を計上するものでございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 住民環境課分を御説明します。引き続き47ページをお願いいたします。

中段の表、款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額138万6,000円。節区分、委託料のうち業務委託138万6,000円は、戸籍住民基本台帳事務経費中、先ほど御説明しました印鑑登録証明書に旧姓を併記するために印鑑登録システムを改修するための経費でございます。

1枚はねていただきまして、48ページをお願いいたします。

最下段の表、款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額409万円。節区分、共済費のうち社会保険料等55万9,000円、賃金353万1,000円は、塵芥処理に従事する臨時職員2名分の人件費でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 福祉課分の御説明をいたします。

資料2枚戻っていただきまして、ページは45ページの最下段をお願いいたします。

歳入の款、諸収入、項目とも雑入、補正額5,012万2,000円のうち、介護給付費等過年度収入212万2,000円につきましては、平成30年度給付費の確定による安八郡広域連合からの返還金でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、47ページの下段をお願いいたします。

歳出でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、福祉医療費、補正額、増額の204万円。節区分の償還金、利子及び割引料は福祉医療事務経費でございまして、平成30年度の精算確定による返還金でございます。

続きまして、目、介護保険費、補正額、増額の231万8,000円。節区分の負担金、補助及び交付金は介護保険負担経費で、平成30年度精算確定による返還金及び低所得者保険料の負担金でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、48ページをお願いいたします。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、増額の44万円。特定財源の国庫支出金は子ども・子育て支援事業費補助金の44万円でございます。節区分の委託料、業務委託につきましては、保育料無償化に伴う例規整備に係る委託料でございます。

続きまして、目、保育所費、補正額、増額の80万円。特定財源の国庫支出金40万円並びに県支出金20万円につきましては、ともに保育所運営費負担金でございます。節区分の委託料、業務委託につきましては、こども園事務経費で、広域入所に係る不足分の補正をお願いするものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の49ページをお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額4,100万円。特定財

源の県支出金1,320万円は、農業農村整備事業費補助金でございます。地方債2,440万円は、地方道路等整備事業債2,170万円と一般単独事業債270万円でございます。節区分、委託料800万円は、町単土地改良事業として北今ヶ渚ノ戸地内、一色川沿いの農道拡幅に伴う測量設計委託費でございます。節区分、工事請負費3,300万円は、県単土地改良事業として、氷取、外善光地区の樋門改修、南條地内の水路改良工事費でございます。

中段でございます。款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額230万円。特定財源、国庫支出金70万円は、木造住宅耐震補助工事費補助金55万円と、ブロック塀等除去事業費補助金15万円。県支出金30万円は、木造住宅耐震補強工事補助金でございます。節区分19. 負担金、補助及び交付金230万円は、都市計画事務経費として、木造住宅耐震補強工事費補助金1件分130万円と、ブロック塀等除去事業費補助金10件分100万円でございます。

目の都市計画整備事業費、補正額5,500万円。財源内訳で国庫支出金2,750万円は社会資本整備総合交付金、地方債2,470万円は公共事業等債でございます。節区分、工事請負費5,500万円は、都市計画整備道路改良事業として、中、牧、工専地域内の道路整備工事費及び県道間アクセス道路整備に係る道水路改良工事費でございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 49ページ、最下段をお願いします。

款、教育費、項、教育総務費、目、幼児教育費、補正額、増額の1,309万8,000円。特定財源は国庫支出金1,309万8,000円、子育てのための施設等利用給付交付金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、負担金で1,309万8,000円でございます。町外私立幼稚園に通園する幼児の利用料無償化に伴う町負担金でございます。

50ページをお開きください。

項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、増額の176万9,000円。節区分、使用料及び賃借料176万9,000円でございます。給食センターのキュービクル設備の老朽化によります更新工事のリース料でございます。

以上、議第44号、一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま議題となっております議第44号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分からといたします。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時15分 休憩)

議 長 再開をいたします。

議 長 日程第12、議第45号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 51ページ、議第45号の朗読説明をさせていただきます。

議第45号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億585万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、53ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

53ページが歳入、54ページが歳出でございます。

歳入歳出とも合計でございますが、補正前の額15億9,600万円、補正額985万円、計16億585万円でございます。

続きまして、55ページ、歳入内訳でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、減額の1,346万9,000

円。

下段の款項目とも繰越金、補正額2,331万9,000円。30年度の決算により繰越金の確定によるもの及び繰越金によりまして基金繰り入れを減額するもの
でございます。

はねていただきまして、56ページ、歳出の内訳でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額985万円。
節区分、償還金、利子及び割引料985万円。これは30年度の療養費の確定に
よる岐阜県への返還金でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第45号は、会期内の民生文教常任委員会
で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は会期内の民生文教常任委員
会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第13、議第46号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第46号を御説明させていただきます。

議第46号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）。

令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
437万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,337万7,000円
とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、59ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位

は1,000円でございます。

59ページが歳入、60ページが歳出の款項の区分になっております。

いずれも合計額でございますが、補正前の額1億6,900万円、補正額437万7,000円、計としまして1億7,337万7,000円でございます。

次ページでございます。

歳入内訳でございます。

款項目とも繰越金、補正額437万7,000円。節区分、繰越金で30年度からの決算によります確定でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、歳出の内訳でございます。

上段でございますが、款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額437万9,000円。節区分、負担金、補助及び交付金のうち負担金437万9,000円でございます。これは平成30年度の決算の確定に伴います後期高齢者医療広域連合の納付金でございます。

下の表でございます。款項目とも予備費、減額の2,000円は、負担金の端数調整のために減額をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第46号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 お諮りします。

日程第14、認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第19、認定第6号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題と

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより、順次説明を求めます。

会計管理者 堀芳弘君。

会計管理者 ただいま上程されました6つの認定議案につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議案書63ページをお願いいたします。

認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第2号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、認定第3号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、認定第4号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のと

おり認定に付すものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、認定第5号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

認定第6号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明申し上げます。

附属資料、薄い黄色の決算附属書類のほうをお願いいたします。

表紙から2枚はねていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

平成30年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計でございます。

歳入総額62億5,923万6,832円、歳出総額といたしまして58億9,598万7,347円、差し引き3億6,324万9,485円。このうち、繰越明許費といたしまして1,710万2,000円。法第233条の2の規定によります基金繰入金は1億6,500万円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額16億1,976万4,739円、歳出総額15億9,544万4,918円、差し引き2,431万9,821円でございます。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額1億6,106万115円、歳出総額1億5,668万1,315円、差し引き437万8,800円でございます。

児童発達支援事業特別会計でございます。

歳入総額で2,481万4,593円、歳出総額といたしまして2,124万8,620円、差引額356万5,973円でございます。

水道事業会計でございます。

歳入総額といたしまして4億7,756万5,178円、歳出総額といたしまして4億6,497万9,071円、差引額1,258万6,107円でございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額9億3,290万8,284円、歳出総額9億2,954万9,390円で、差し引き335万8,894円でございます。このうち、法第233条の2の規定によります基金繰入額は200万円でございます。

1枚はねていただきまして、平成30年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の成果に関する説明につきましては、歳入歳出の決算内容と関係がございますので、各委員会にて御説明をさせていただきます。

飛びまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産の関係でございます。1の土地及び建物の関係、それと2の有価証券の関係、3の物権の関係、4の出資による権利の関係、いずれにつきましても決算年度中の増減はございませんでした。

決算年度末の現在高といたしまして、土地につきましては25万623平方メートルでございます。建物につきましては、延べ面積合計といたしまして6万55平方メートルでございます。

有価証券でございます。こちらは単位は1,000円でございます。

決算年度末現在高といたしまして、870万円でございます。

3の物権の関係でございます。こちらにつきましては、単位は平方メートルでございます。4万8,965平方メートルでございます。

4の出資による権利の関係でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円で、967万8,000円となっております。

1枚はねていただきまして、62ページのほうをお願いいたします。

2の物品の関係でございます。

区分といたしまして、軽貨物自動車から消火・通報訓練指導車までございますが、このうち決算年度中の増減高でございまして、普通乗用車につま

しては廃車、塵芥車とコミュニティバスにつきましてはリース車両に切りかえたことによりそれぞれ1台ずつの減でございます、合計3台の減でございます。決算年度末の現在高といたしましては、41台の保有ということでございます。

63ページに参りまして、3の基金の関係でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円でございます。

区分といたしまして、財政調整基金でございます。決算年度中増減高といたしまして、1億3,792万5,000円の増でございます。

地域福祉基金につきましては、470万円の減でございます。

2つ飛びまして、スマートインターチェンジ建設基金でございます。5,386万5,000円の減。ふるさと基金につきましては811万5,000円の減となっております。

続きまして、公共下水道事業整備基金でございます。こちらにつきましては310万円の減。国民健康保険基金につきましては、3,507万8,000円の増でございます。

3つ飛びまして、教育振興基金、こちらにつきましては2万5,000円の減でございます。

決算年度中の増減の合計といたしまして1億319万8,000円の増でございます。決算年度末の現在高といたしましては5億7,439万5,000円でございます。

次に、4の貸付金の関係でございます。

区分の学校給食運営費貸付金でございます。こちらにつきましても決算年度中の増減はございません。決算年度末の現在高といたしましては、200万円でございます。

1枚はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

平成29年度・平成30年度款別決算額比較表でございます。

歳入の関係でございます。

款の町税、上段が29年度、下段が30年度でございます。収入済額でございますが、30年度21億6,514万7,317円でございます。不納欠損額につきましては、527万3,032円を不納欠損処分しております。また、未収金につきましては9,407万1,418円でございます。この未収金につきましては、下から2段目の分担金及び負担金でございますが、5万9,710円でございます。この関係に

つきましては、空中防除の受益者負担金でございます。

一番下の行になります。13の使用料及び手数料でございます。未収入額9,753円。これにつきましては、河川占用料によります未収金でございます。

その他の関係につきましては、全額収納いたしておるところでございます。

1枚はねていただきまして、66、67ページをお願いいたします。

歳入を合計いたしまして、収入済額62億5,923万6,832円。前年に対しまして10億1,139万2,311円の減でございます。また、不納欠損額の合計といたしましては527万3,032円、未収金につきましては9,414万881円でございます。

1枚はねていただきまして、68、69ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

一番下の合計の欄でございますが、合計といたしまして支出済額58億9,598万7,347円でございます。前年に対しまして9億3,839万8,390円の減でございます。

1枚はねていただきまして、70ページのほうをお願いしたいと思います。

町税決算額の推移の関係でございます。

左側の区分、款の町税でございます。

30年度の前年比増減額でございます。5,419万7,230円の減で、前年に対しまして97.6%となっております。

続きまして、71ページのほうでございます。

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございます。

こちらにつきましては、消費税が5%から8%に引き上げられたことによりまして、引き上げ分のうち、地方消費税の収入につきましては社会保障4経費といたしまして、年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその他社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に要する経費に充てるものとされております。

表の右半分の財源内訳の、右から2列目の一般財源のところの引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）のところでございます。ここの列がこの関係をあらわしている項目でございます。

左側の保健衛生の中の福祉医療事業、2つ飛びまして、予防事業、母子保健事業、成人保健事業に消費税の引き上げ分を全額充当しているものを示した表でございます。

72ページのほうをお願いしたいと思います。

平成30年度一般会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会のほうで説明をさせていただきますので、一般財源についてのみ御説明をさせていただきます。

款の町税、項の町民税から項のたばこ税まで、合計いたしまして収入済額21億6,514万7,317円でございます。

このうち不納欠損額といたしまして、個人の町民税につきまして134万8,000円、また固定資産税につきましては369万7,000円、軽自動車税につきましては22万9,000円をそれぞれ不納欠損処分いたしておるところでございます。

次に、款の地方譲与税でございます。節の地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税、合わせまして8,694万6,000円でございます。

73ページのほうに参りまして、款節ともに利子割交付金、収入済額471万4,000円。

また、款節ともに配当割交付金でございます。収入済額727万6,000円。

株式等譲渡所得割交付金、こちらにつきましては619万円。

地方消費税交付金につきましては、2億5,767万5,000円でございます。この内訳といたしまして、地方消費税交付金といたしまして1億4,221万9,000円、社会保障財源交付金といたしまして1億1,545万6,000円でございます。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、465万4,510円でございます。

自動車取得税交付金につきましては2,798万9,000円。

地方特例交付金につきましては1,371万9,000円でございます。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税、合わせまして11億7,822万6,000円となっております。

交通安全対策特別交付金につきましては215万2,000円でございます。

12の分担金及び負担金から、77ページのほうに参りまして、県支出金までにつきましては、特定財源でございますので各委員会のほうで説明をさせていただきます。

80ページのほうをお願いしたいと思います。

上から2行目の款の財産収入でございます。節の利子及び配当金で収入済額32万9,256円。このうち、一般財源といたしましては、地域福祉基金、財政調整基金、東海旅客鉄道株式会社ほかの配当金で、合計32万1,000円でございます。それぞれの利息となっております。

節の土地貸付収入546万3,780円。こちらにつきましては、法人5社、また個人1名からの賃貸料でございます。

土地売払収入でございます。515万2,545円。こちらにつきましては、町道の払い下げによるものでございます。

款の寄附金、節の一般寄附金でございます。60万7,300円。こちらにつきましては、6団体、個人2名からの寄附金でございます。

81ページに参りまして、款の繰入金でございます。節の財政調整基金繰入金でございます。収入済額1億3,331万4,000円でございます。

款節ともに繰越金でございます。2億82万406円。こちらにつきましては、平成29年度からの純繰越金でございます。繰越明許繰越金につきましては、2,142万3,000円でございます。

款の諸収入、節の延滞金でございます。収入済額219万6,795円。こちらにつきましては町税の延滞金でございます。節の預金利子1万917円。歳計現金の利息となっております。

82ページのほうに参りまして、節の雑入の関係でございます。収入済額8,512万2,123円。このうち、一般財源で金額の大きいものにつきまして説明をさせていただきます。

総務課のところでございます。区市町村振興協会市町村交付金でございます。これにつきましては、市町村の振興発展の助成として交付されたものでございます。

83ページに参りまして、款の町債でございます。節の臨時財政対策債、収入済額で2億6,220万円。こちらにつきましては、3年据え置き15年償還ということで十六銀行から借入れをいたしたものでございます。

1枚はねていただきまして、84ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

歳出につきましては各委員会にて説明をさせていただきますので、この場では省略をさせていただきます。

ページ飛びまして、110ページのほうをお願いいたします。

一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。

下から3行目の前年度合計と、その上の行の30年度合計の決算額を比較いたしまして、大きく増減のあった項目のみ説明をさせていただきます。

左から3行目になりますが、物件費の関係でございます。前年度に対しまして7,157万8,000円の増でございます。率にして6.9%の増。こちらにつきましては、都市計画の基礎調査、コミュニティバスの運行回数の増によるものでございます。

また、110ページの一番右列でございます。普通建設事業費でございます。8億2,483万6,000円、率で45.3%の減でございます。こちらにつきましてはスマートインターチェンジ建設関連事業、また小学校の空調設備工事の完了に伴いまして減となったものでございます。

111ページの左から2列目の公債費でございます。6,390万2,000円。率で10.6%の減となっております。こちらにつきましては、ハートピア安八の建設など大型事業の起債の償還が終わったことによるものでございます。

1枚はねていただきまして、112、113ページをお願いいたします。

経常的需用費対前年度増減状況でございます。

経常的需用費計の最下段の合計でございますが、30年度で1億7,914万4,000円、対前年68万6,000円、率にして0.4%の減となっております。

1枚はねていただきまして、114、115ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。

区分の一般公共事業債から臨時財政対策債まで、それぞれの目的に応じまして借り入れを行っているものでございます。

最下段の合計の欄につきまして説明をさせていただきます。

決算年度中の発行高につきましては、6億3,130万円でございます。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金につきましては5億1,168万3,000円を償還しております。利息につきましては、3,037万3,000円の支出でございます。決算年度末現在高といたしましては、63億7,405万円となっております。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の関係を説明させていただきます。

118ページをお願いしたいと思えます。

特別会計におきましては、金額の大きいものについてのみ説明をさせていただきます。

平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。歳入の関係でございます。

保険料の現年度分につきましては、3億1,688万円。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付費分を合わせて徴収いたしましたものでございます。滞納繰り越し分についても同様でございます。収入額といたしまして874万5,000円でございます。

県支出金でございます。11億4,583万4,000円でございます。

続きまして、繰入金でございます。1億112万7,000円。こちらにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

2行目になります。保険給付費でございます。このうち、療養諸費といたしまして9億7,708万5,000円、また高額療養費といたしまして1億4,151万9,000円でございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分といたしまして2億7,223万9,000円、後期高齢者支援といたしまして9,722万5,000円、介護納付金といたしまして2,917万4,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして、2,432万円でございます。

1枚はねていただきまして、120、121ページをお願いいたします。

国民健康保険に係ります加入状況の関係でございます。

右側の二重丸の上から3つ目の保険料の状況でございます。

120ページが一般被保険者、121ページが退職被保険者について記載させていただいております。

保険料の現年度分でございます。

一番左に収納率を記載しております。下段が30年度でございます。一般被保険者分につきましては94.6%、退職被保険者分につきましては100%となっております。

滞納繰り越し分でございます。こちらにつきましては、一般被保険者が17.6%、退職分といたしまして26.5%でございます。また、一般被保険者の

滞納繰り越し分におきまして、675万8,200円を不納欠損処分いたしております。

以上で国民健康保険でございます。

2枚はねていただきまして、124ページをお願いいたします。

平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

保険料といたしまして、現年度分1億701万9,000円でございます。特別徴収分と普通徴収分として収入をいたしております。

4つ飛びまして、繰入金でございます。4,136万6,000円でございます。これにつきましては、保険基盤安定、事務費、保健事業費として繰り入れを行ったものでございます。

続きまして、歳出の関係でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、1億4,607万2,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして437万9,000円でございます。

125ページのほうに参りまして、加入状況の関係でございます。

上から3つ目の二重丸でございます。保険料の状況でございます。

一番右の収納率でございますが、30年度の現年度分につきましては99.7%、滞納繰り越し分につきましては34.7%でございます。また、滞納繰り越し分におきまして、17万7,200円を不納欠損処分いたしております。

2枚はねていただきまして、128ページをお願いいたします。

平成30年度児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

障害児給付費といたしまして1,152万4,000円、繰入金といたしまして1,249万5,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

総務費といたしまして2,087万5,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして356万5,000円でございます。

129ページに参りまして、利用状況の関係でございます。

30年度末現在におきましては、24名の方が登録、また利用をされておりました、1日平均6.3人の方がこの施設を利用されてみえます。

2枚はねていただきまして、132ページをお願いいたします。

平成30年度水道事業会計決算説明書の概要でございます。

表の上段の事業収支の関係でございます。

まず、左側の水道事業収益でございます。営業収益の給水収益1億7,291万4,600円から営業外収益の未収消費税1,173万3,554円まで、合計いたしまして2億606万5,178円でございます。

次に、表の中央の水道事業費用の関係でございます。

営業費用の原水及び浄水費2,287万5,270円から営業外費用の企業債利息1,210万1,596円まで、合わせまして1億4,690万7,013円で、事業収支の残高といたしましては、5,915万8,165円の純利益となっております。

続きまして、資本的収支の関係でございます。

一番右側になります資本的収入といたしまして、企業債で2億7,150万円。

表の中央になります資本的支出といたしまして、建設改良費、企業債償還金、合わせまして3億1,807万2,058円でございます。資本的収支といたしましては4,657万2,058円の損失となっております。

事業収支と資本的収支を合わせますと、1,258万6,107円の純利益となるものでございます。

続きまして、企業債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして2億7,150万円で、決算年度中の元利償還高といたしまして、元金で3,406万9,000円を償還いたしております。決算年度末の現在高といたしましては、10億2,518万9,000円でございます。

1枚はねていただきまして、134、135ページをお願いいたします。

平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金787万円でございます。また、不納欠損額といたしまして、4万8,000円を不納欠損処理いたしております。

続きまして、使用料及び手数料の使用料といたしまして2億5,802万円でございます。また、こちらにつきまして不納欠損額といたしまして、127万

9,000円を不納欠損処理いたしております。記載はございませんが、収納率といたしましては、現年度分が98.7%、過年度分で17%となっております。

国庫支出金につきましては4,200万円でございます。

繰入金でございます。一般会計と基金の両方から繰り入れを行っております。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

公共下水道建設費といたしまして1億5,339万9,000円。

浄化センター管理費で1億5,360万円。

公債費につきましては、元金、それと利息を合わせまして6億2,255万円でございます。

歳入歳出差引額335万9,000円で、うち基金へ200万円を繰り入れいたしております。

続きまして、地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして2億1,130万円。決算年度中の元利償還高といたしましては4億9,970万6,000円を償還しております。決算年度末の現在高といたしましては、61億2,617万9,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、30年度の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長 監査報告を求めます。

監査委員 大平文雄君。

6 番 それでは、監査報告を行います。

平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算、平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月26日及び27日の両日にわたり、清監査委員と私で監査いたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い適正・効率的に執行されているか、決算の

計数は正確であるか、財産の取得管理及び処分は適正に行われているかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施した出納検査の結果を踏まえて慎重に審査いたしました。

審査の結果、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては第五次総合計画及びその実施計画に基づき、適切かつ効果的に実施されていることを確認いたしました。なお、財産につきましても適正に管理されました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6項の規定のとおり、確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取り扱いにおいても町の条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されておりました。この地方自治法施行令第168条の6項の規定といいますと、施行令を読みますと、会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実な有利な方法によって保管しなければならないとうたっている、この項目でございます。

以上、全ての事項につきまして、適切かつ正確に処理されていることを認めます。

本審査を終え、以下の事を要望いたします。

公務員の本質は、公平性の概念があるかどうかに尽きます。公務員の本質を理解し、職務に精励することが職員の資質を向上させ、さらには町民の幸せにつながることを理解していただきたいと思います。そして、これからの公務員は、公平性の原則とともに「前例踏襲することなかれ」の言葉に倣い、改革意識と向上心を持って職務に当たっていただきたいと思います。また、平成30年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査いたしました。いずれも現状では健全な範囲にありましたが、弾力性ある財政とは言いがたいものでございます。より一層の改善を進めていただくことを強く要望いたします。

以上で監査報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは、会期内の各委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までは、会

期内の各委員会で審査していただくことに決定しました。

お諮りします。

各委員会での審査のため、9月7日から9月17日までの11日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月7日から9月17日までの11日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、9月18日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

スマートインターチェンジの特別委員長さん、何時から。

10番 1時15分からでどうですか。

議長 13時15分。

10番 はい。

議長 それでは、スマートインターチェンジ建設特別委員会を13時15分より開催いたしますので、よろしく申し上げます。

(散会時間 午後0時08分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月6日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 岩 田 讓 治

議 員 山 中 美 恵 子

